

## 津山市地域包括支援センター事業評価結果（概要）

## 1 事業評価の背景

介護保険法の改正により、平成 30 年度から、市町村やセンターは実施した事業に対する評価の実施と必要な措置を講ずることが義務化された。

評価の実施については、国から示された全国统一の指標を用いることで、全国の市町村及びセンター間の比較による評価が可能となった。

このことを受け、当市においても事業評価を実施し、評価を踏まえた事業の質の向上を徹底するものとする。

## 2 評価の方法・評価基準

国が示した評価指標（「市町村指標」及び「地域包括支援センター指標」）に基づき、市及びセンターがそれぞれ事業の取組状況を評価する。

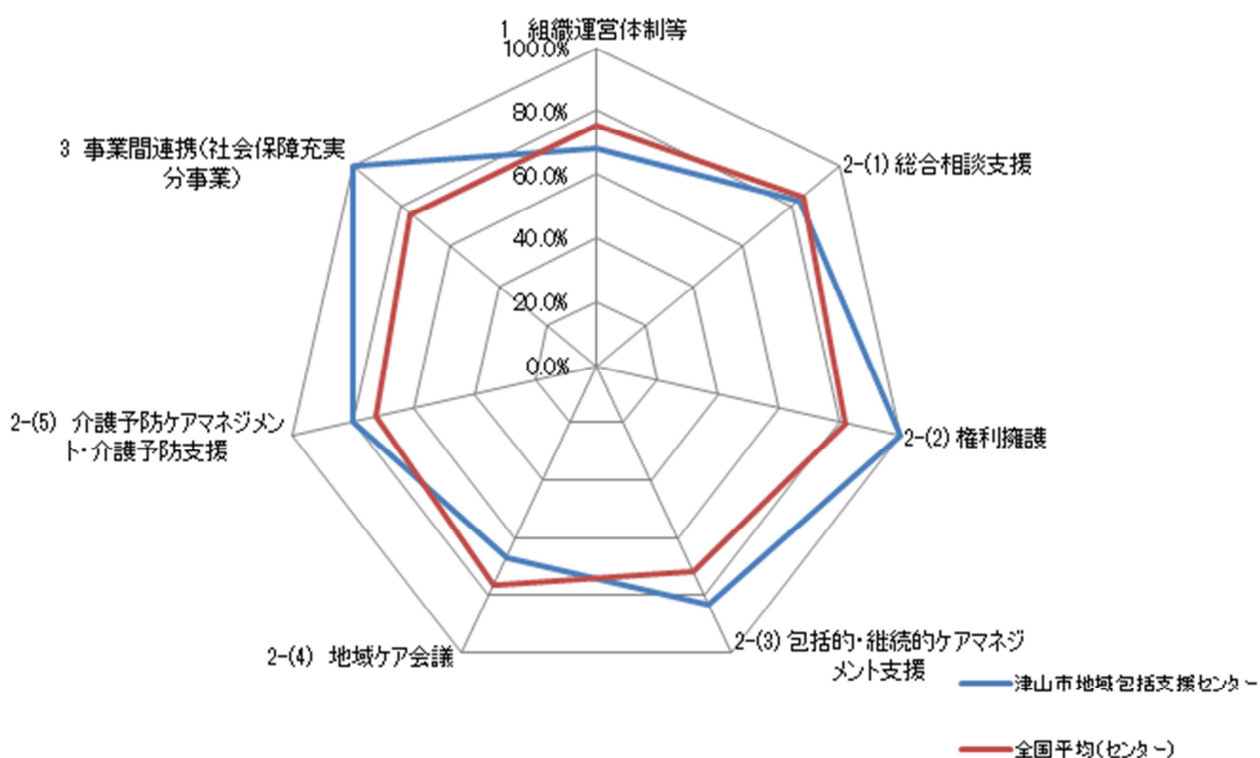
評価の結果は、運営協議会にて報告を行うものとする。

## 3 評価項目

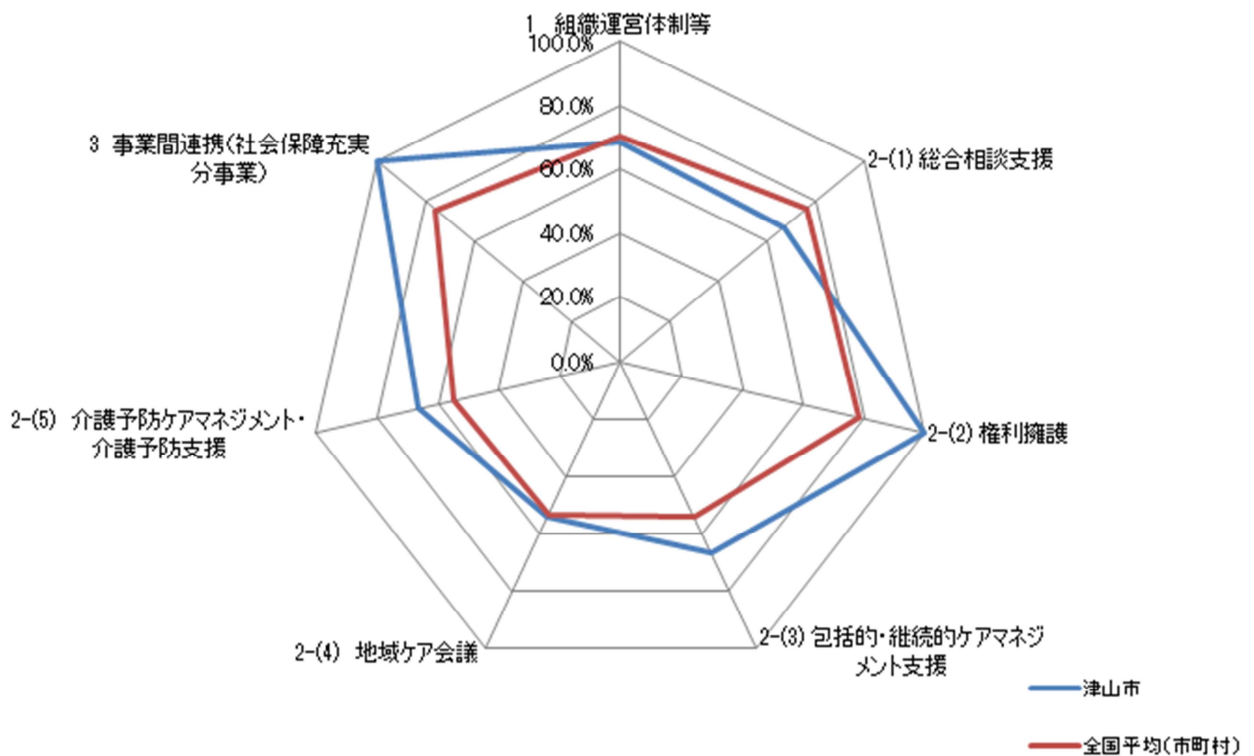
- |                   |                      |
|-------------------|----------------------|
| ①組織・運営体制等         | ②総合相談支援業務            |
| ③権利擁護業務           | ④包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 |
| ⑤地域ケア会議           | ⑥介護予防ケアマネジメント・介護予防支援 |
| ⑦事業間連携（社会保障充実分事業） |                      |

## 4 各評価項目の取組状況と全国平均との比較

【地域包括支援センター】



## 【市町村】



### 5 本市の特徴

- ・権利擁護業務と事業間連携（社会保障充実分事業）は、センター及び市とも達成率が高く全国平均を上回っている。
- ・センター及び市とも、地域ケア会議の達成率が最も低い。
- ・全国平均と比べると、センターは地域ケア会議が、市は総合相談支援が弱い傾向がある。

### 6 取り組めていない項目及び今後の対応 別紙のとおり